# 社会福祉法人まこと保育園役員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人まこと保育園（以下「まこと保育園」）の管理・運営等にかかる会議に出席する役員に対して支給する役員報酬について必要な事項を定める。

（報酬）

第２条　前条に定める目的達成のため、まこと保育園定款第２１条に定める役員に対し、その勤務に応じて必要な報酬を支給することができる。

２　前項の報酬は、別表１「役員報酬表」に定める。

（その他）

第３条　前条第２項の「役員報酬表」に記載されていない報酬の支給が必要と判断された場合は、まこと保育園定款第２４条第１項ただし書きに基づいて、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

付則

１　この規程は、平成１３年１２月　１日から適用する。

別表１

| 区　　分 | 理　　事 | 監　　事 | 評　議　員 |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議に出席した場合の報酬 | １日につき<br>１０,０００円以内で理事長が定める額 | １日につき<br>１０,０００円以内で理事長が定める額 | １日につき<br>１０,０００円以内で理事長が定める学 |